

港区生活安全行動計画（素案）の概要

第1章 総論（P5～P6）

◆位置付けと役割

港区生活安全行動計画（以下「行動計画」といいます）は、「安全で安心できる港区」の実現を目指して、防犯や防火などの生活安全事業に関する区の目標、課題及び施策を体系的に明示し、具体的な事業計画を示すものです。

行動計画は平成18(2006)年に初めて策定しました。その後、犯罪状況や区民の意見を反映させながら5回改定し、行動計画に基づいた事業を計画的に実施しています。

新しい行動計画の策定に際しては、区民参画組織である港区生活安全行動計画策定会議の委員の意見や提案、みなとタウンフォーラムからの提言、港区基本計画改定版の内容などを考慮するとともに、区民アンケートの調査結果やパブリックコメントなど、様々な意見を十分に反映させた内容とします。

◆対象

- (1) 区民生活に身近な場所や繁華街等で発生する犯罪（主に子どもや女性を狙った犯罪、高齢者や障害者などを狙った特殊詐欺等）及び火災の防止
- (2) 道路や公園等の公共空間における義務・マナー違反等の防止（客引き行為、落書き、路上喫煙・ポイ捨て等）

◆計画の検討体制

参画と協働による港区生活安全行動計画策定会議及び庁内検討組織による検討

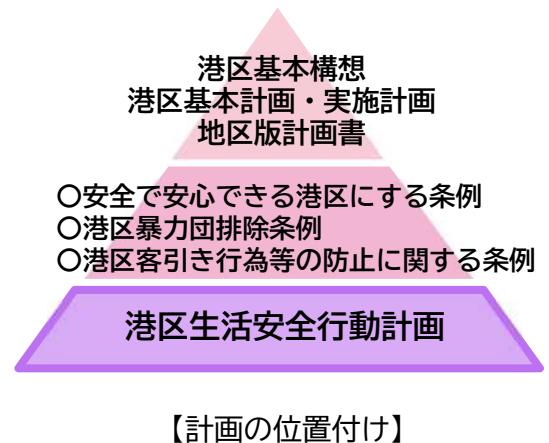
第2章 港区の生活安全に関する現状（P7～P15）

◆犯罪・火災発生状況

- (1) 犯罪発生状況：区内の刑法犯認知件数は、平成15(2003)年のピークから減少し、令和2(2020)年から令和4(2022)年にかけて2,000件台にまで減少。罪種別では、凶悪犯と粗暴犯は横ばいでその他の罪種は減少傾向で新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が一因と考えられる。アフターコロナに向かう中、令和4(2022)年は前年より約400件増加（暴行・傷害、自転車盗、仮睡者狙いなど、外出や飲酒関連の罪種が増加）。全国的に増加の傾向。
- (2) 火災発生状況：最近10年間では、年間200件前後で推移、令和4(2022)年は199件。放火（疑いも含む）発生件数は、平成17(2005)年以降減少傾向、令和4(2022)年は10件。

◆生活安全区民意識～港区生活安全に関するアンケート調査～（配布数605件、回収数421件、回収率69.6%）

- (1) お住まいの地区の治安について：前回調査（3年前）と比較して、居住地区的治安の変化について、「悪化している」と感じる割合は23.7%から28.5%に増加。過去3年間で回答者本人や身近な人の犯罪被害の有無について、「被害にあったことはない」54.6%、「特殊詐欺（オレオレ詐欺・還付金詐欺など）」14.3%、「悪質商法（訪問、電話）」11.2%の順となっている。
- (2) 犯罪に対する不安について：犯罪被害への不安感の有無について「不安」に感じる割合が35.4%から62.3%に増加。繁華街での犯罪被害への不安感の有無について、「不安」に感じる割合が46.1%から51.3%に増加。
- (3) 自身の防犯対策と地域活動への参加について：日頃の防犯対策の意識や取組について、「意識を持って取り組んでいる」人は66.1%。地域の生活安全活動へ「参加している」人は前回調査の63.9%から47.8%まで減少。参加しない理由は「活動を知らないから」が51.1%と多く、参加したいと思う地域の生活安全活動の特徴は「単発・短時間でできるもの」が55.6%と最も多い。
- (4) 今後の防犯対策と安全安心なまちづくりについて：犯罪を減らすための課題として、「地域の連帯感が希薄化している」37.5%、「警察のパトロールや取り締まりが十分でない」21.1%、「飲食店街及び繁華街が客引きやポイ捨てなどで環境が悪い」20.7%の順に多い。



第3章 港区生活安全行動計画の策定（P17～P24）

◆基本的な考え方

○港区における生活安全への取組と推進状況

- ・生活安全への取組：総合支所単位で設置されている各地区生活安全・環境美化活動推進協議会が区政運営の柱である「参画と協働」を体現する取組として、地域の防犯力・防火力の向上に大きな役割を果たしています。
- ・生活安全施策の推進状況：特殊詐欺を防止するための自動通話録音機貸与事業、青色防犯パトロール、港区生活安全パトロール隊の配置、MINATOフラッグ制度などの取組を通じて、防犯・防火の施策に取り組んでいます。

○生活安全に関する課題と社会変化への対応

- ・生活安全に関する課題：区内でも子ども・女性への声かけ事案や高齢者を対象とした還付金詐欺等の特殊詐欺が発生しています。また、繁華街にもぎわいが戻る中で、事件や客引きに関するトラブルも発生しています。火災の原因となるたばこの投げ捨てやごみの不法投棄対策等についても継続して対策に取り組むことが必要です。
- ・体感治安の向上に向けた取組の推進：区内の犯罪情勢の推移にかかわらず、体感治安が低下しています。区民の体感治安向上という視点から、施策を柔軟に改善し、効果的に推進していくことが必要です。
- ・地域防犯活動の推進：地域の安全安心を確保するためには、地域活動や住民同士の意識向上と啓発が重要です。地域活動への参加の減少が課題となっている中、地域活動へ気軽に参加できるよう周知方法などを見直す必要があります。また、高齢者や障害者が必要な情報や支援を受けるためには、地域の担い手と連携した取組が必要です。
- ・新たな社会変化への対応：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いデジタル化が急速に進んだため、情報リテラシーとセキュリティ意識が必要です。SDGsを考慮し、安全で安心な環境づくりを進め、目標の達成に貢献する必要があります。

○実効性の高い計画策定に向けて：「港区基本計画」に基づき、社会情勢や犯罪発生状況及び区民ニーズを考慮し、港区に関わる全ての人との協働により「安全で安心できる港区」を実現するためのアクションプランとします。

◆基本方針と施策を効果的に推進するための手法

(1) 4つの基本方針

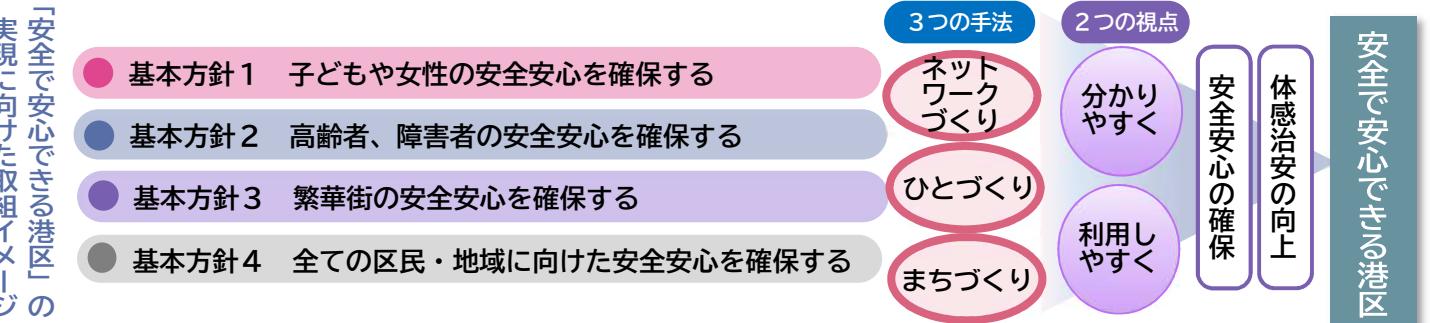
- 基本方針1 子どもや女性の安全安心を確保する…子どもや女性に対する声かけ事案や接触事案等が多くなっていることから、地域住民も一体となって取組を強化します。
- 基本方針2 高齢者、障害者の安全安心を確保する…情報の多様化や犯罪の複雑さが加速することにより、被害者となりやすいため、地域との関わりを通じて、安心して過ごせる環境をつくります。
- 基本方針3 繁華街の安全安心を確保する…犯罪被害への不安や客引き行為等に関する要望に対応します。
- 基本方針4 全ての区民・地域に向けた安全安心を確保する…日常生活を安全安心に過ごせる取組を実施します。

(2) 施策を効果的に推進するための3つの手法と2つの視点

- ネットワークづくり…誰でも気軽に参加できる地域パトロールなどを実施することで更なる区民の参加も促し、地域における防犯や防火の輪を広げます。
- ひとづくり…安全安心に対する意識や取組を広げていくことで、犯罪や火災に強い地域コミュニティをつくります。
- まちづくり…公共空間の環境改善や防犯・防火の観点からの清潔できれいなまちづくりなど、区民や警察署等関係機関との連携の下、犯罪や火災が起きにくい環境づくりを推進します。

○体感治安向上のための2つの視点

- ・分かりやすく…区民の安心につながる施策や情報の発信方法を工夫・改善し、より多くの区民に周知します。
- ・利用（参加）しやすく…犯罪に対して有効な事業を、より多くの区民に利用してもらうように改善します。



◆計画により達成をめざす成果の指標

【居住地区治安の変化】

成果指標名	前回策定期	現状値	計画目標値
	令和2（2020）年度	令和5（2023）年度	令和8（2026）年度
治安が良くなっていると感じている人の割合	15.0%	10.3%	20.0%

※良い（良くなっている・やや良くなっている）と回答した割合

第4章 港区生活安全行動計画策定での具体的な取組（P25～P88）

新しい行動計画では、策定期の行動計画の体系の考え方を踏襲しつつ、「子どもや女性の安全安心」、「高齢者、障害者の安全安心」、「繁華街の安全安心」及び「全ての区民・地域に向けた安全安心」を合わせて、基本方針として整理します。

基本方針1. 子どもや女性の安全安心を確保する（P25～P39）

子どもや女性への声かけなど犯罪に至る前兆と考えられる事案や、わいせつ行為、暴行、傷害などの犯罪被害が発生しています。通学路の安全確保やみんなと安全安心メールでのパトロール強化の情報発信など、子どもや女性が安心感を得られる取組を推進します。

番号	事業名	本編ページ	新規・拡充	防犯	防火
1-1	通学路の安全・安心の確保	26		●	●
1-2	ながら見守り連携事業（子ども、女性）	28	拡充	●	●
1-3	みんなと安全安心メール（子ども、女性）	29	拡充	●	●
1-4	不審者等の緊急情報のメール配信	30		●	●
1-5	区民防犯研修会	31	拡充	●	
1-6	子どもへの防犯に関する学習の実施	31		●	
1-7	セーフティ教室の実施（情報モラル教育の推進など）	32		●	●
1-8	安全安心ハンドブックの配布（子ども、女性）	33		●	●
1-9	「子ども110番」の充実	33		●	
1-10	安全対策協議会の実施	34		●	
1-11	薬物乱用防止対策	34		●	
1-12	児童相談所による迅速かつきめ細かな援助の実現	34		●	
1-13	児童虐待防止対策等の推進	35		●	
1-14	ドメスティック・バイオレンス（DV）等の対策	36		●	
1-15	区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用（子ども）	37		●	
1-16	子どもの施設への防犯対策の実施	37		●	
1-17	区有施設安全総点検（子ども）	37			●
1-18	区有施設における不審者侵入対策の実施（子ども）	38		●	
1-19	区立小学校の警備	38		●	●
1-20	学童クラブにおける安全管理・危機管理体制の強化	39		●	
1-21	区立公園・児童遊園における安全対策	39		●	●

基本方針2. 高齢者、障害者の安全安心を確保する（P40～P48）

高齢者及び障害者を対象とした特殊詐欺などが繰り返されていることが、区民の体感治安の低下に大きく影響しています。詐欺の手口の情報発信や自動通話録音機の貸与促進、分かりやすい防犯講座などにより、対策に取り組みます。

番号	事業名	本編ページ	新規・拡充	防犯	防火
2-1	特殊詐欺や点検を装った強盗等の被害防止対策	41	拡充	●	
2-2	みんなと安全安心メール（高齢者、障害者）	42	拡充	●	●
2-3	ながら見守り連携事業（高齢者、障害者）	43	拡充	●	●
2-4	高齢者への防犯に関する講座の実施	44	拡充	●	
2-5	「障害児・者を支援する人への研修」の実施	44		●	
2-6	安全安心ハンドブックの配布（高齢者）	45		●	●
2-7	高齢者虐待防止の推進	46		●	
2-8	高齢者セーフティネットワークの構築の推進	46		●	
2-9	高齢者の消費者被害防止の推進	46		●	
2-10	障害者虐待防止の推進	47		●	
2-11	区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用（高齢者、障害者）	47		●	
2-12	区有施設安全総点検（高齢者、障害者）	47			●
2-13	区有施設における不審者侵入対策の実施（高齢者、障害者）	48		●	

【犯罪被害への不安感】

成果指標名	前回策定期	現状値	計画目標値
	令和2（2020）年度	令和5（2023）年度	令和8（2026）年度
犯罪被害に遭うかもしれない不安に感じている人の割合	35.4%	62.3%	30.0%

※不安（非常に不安に感じる・やや不安に感じる）と回答した割合

基本方針3. 繁華街の安全安心を確保する（P49～P66）

繁華街での犯罪被害への不安感については、多くの意見があります。客引き対策をはじめ、道路上に設置された商業看板やテーブル・椅子の撤去指導、環境美化の取組などを推進し、区民・来街者の体感治安の向上を図ります。

番号	事業名	本編ページ	新規・拡充	防犯	防火
3-1	客引き防止プロジェクト	50		●	●
3-2	M I N A T O フラッグ制度	52		●	
3-3	落書き消去事業	53		●	
3-4	青色防犯パトロール車両（青パト）によるホットスポットパトロール	54		●	
3-5	各地区生活安全活動推進協議会の活動	56		●	
3-6	新橋地区の安全・安心まちづくりの推進	59		拡充	●
3-7	六本木地区の安全・安心まちづくりの推進	60		●	●
3-8	赤坂地区の安全・安心まちづくりの推進	61		●	●
3-9	道路上の違反広告物など路上放置物の撤去	62		●	●
3-10	警察署・消防署等関係機関との連携	63		●	●
3-11	雑居ビルの防火安全対策の推進	64			●
3-12	港区暴力団排除条例に基づく取組	65		●	

基本方針4. 全ての区民・地域に向けた安全安心を確保する（P67～P88）

全ての区民や地域に向け、生活様式の変化により新たに生じる犯罪や危険、地域の変化などにも注視し、街頭防犯力メラ整備補助事業をはじめとした防犯対策事業の推進や、犯罪や火災に強い、清潔できれいなまちづくりに力を入れます。区民への防犯・防火に関する意識啓発から環境整備まで、日常におけるまちの安全安心を確保するための取組を着実に実施します。

番号	事業名	本編ページ	新規・拡充	防犯	防火
4-1	街頭防犯力メラ整備補助事業	68	拡充	●	
4-2	住宅への防犯対策助成	70	拡充	●	
4-3	防犯灯設置・維持管理の支援	71		●	
4-4	迷惑行為対策防犯カメラ貸与事業	72	新規	●	●
4-5	地域団体のパトロール活動等への支援	73		●	●
4-6	青色防犯パトロール車両（青パト）によるホットスポットパトロール（再掲）	74		●	●
4-7	インターネットによるトラブル・犯罪被害防止等への取組	75	拡充	●	
4-8	外国人に向けた生活安全情報の周知・啓発	76	新規	●	●
4-9	落書き消去事業（再掲）	77		●	
4-10	民有地の不法投棄対策	77	新規	●	●
4-11	各地区生活安全活動推進協議会の活動（再掲）	78		●	●
4-12	警察署・消防署等関係機関との連携（再掲）	78		●	●
4-13	みなとタバコルールの推進	79		●	●
4-14	道路上の違反広告物など路上放置物の撤去（再掲）	80		●	●
4-15	放置自転車対策	80		●	●
4-16	火災予防のための意識啓発	81			●
4-17	街頭消火器の設置・消火器薬剤補充支援	82			●
4-18	消防団への支援	83			●
4-19	日常の安全・安心を確保する環境づくりの取組	84		●	●
4-20	港区安全の日	85			●
4-21	道路、公園等施設の巡回・点検	86		●	●
4-22	区有施設への警備員等の配置	86		●	●
4-23	建物への防犯設備の整備促進（建築確認申請前の事前協議）	86		●	
4-24	危機対応向上訓練	87	拡充	●	●
4-25	運河に架かる橋りょうのライトアップ	88		●	●
4-26	まちの通行マナーに関する啓発	88		●	